

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

東久留米市長

東久留米市後期高齢者医療葬祭費支給決定通知書

葬祭費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 被保険者番号
- 2 被保険者氏名
- 3 支給金額

審査請求及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都後期高齢者医療審査会に審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求することができません）。

上記の審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、東久留米市を被告（代表者は、東久留米市長）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、原則として裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することができません。

ただし、次の①から③までの何れかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は、手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

故人が所有する『家』があったら

- 所有者の変更等を課税課へ相談
- 住む人が誰もいない『空き家』になる場合は、定期的に草木の管理などをお願いします。
 - ◇ 家を引き継ぐ人・管理する人を決めましょう。
 - ◇ 家の今後(使用・売却・賃貸・解体など)を検討しましょう。
 - ◇ 自治会やご近所と連絡先を交換しましょう。(特に引き継ぐ人・管理する人の連絡先)

▼市ホームページ



空き家の困ったを相談できる窓口があります

まずは、市 環境政策課(042-470-7753)までご相談ください。